

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士課程の学位授与に関する内規

第1章 総則

(趣旨)

第1条 岡山大学学位規則（以下「学位規則」という。）第24条及び岡山大学大学院医歯薬学総合研究科規程（以下「研究科規程」という。）第29条の規定に基づき、この内規を定める。

第2章 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士課程修了認定のために行う学位審査

(学位の申請)

第2条 学位規則第5条第1項の規定により学位を申請する者は、研究科規程第15条に規定する単位を修得し、かつ在学期間中に学位論文を提出するものとする。

2 学位論文の提出時期は、別に定める。

(学位申請の手続)

第3条 学位を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文及び別に定める必要書類を添えて、研究科長に提出するものとする。

(学位審査委員会)

第4条 学位申請書の提出があったときは、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科教授会医学系会議（以下「医学系会議」という。）、同歯学系会議（以下「歯学系会議」という。）又は同薬学系会議（以下「薬学系会議」という。）の議を経て、学位論文提出者ごとに学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

2 審査委員会に委員長（主査）を置く。

3 委員長（主査）は、審査委員会を招集し、その議長となる。

4 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学位審査及び最終試験)

第5条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行い、学位審査報告書（論文審査の要旨、最終試験の結果及び付記する専攻分野の名称の審査結果）を研究科長に提出するものとする。

2 前項の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目につき筆答又は口頭によって行う。

(合否の議決)

第6条 医学系会議、歯学系会議又は薬学系会議は、審査委員会の報告に基づいて審査のうえ、学位申請者ごとに合否の議決を行う。

(学長への報告)

第7条 医学系会議、歯学系会議又は薬学系会議において学位を授与すべきものと議決したときは、研究科長は、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第8条 学位授与の月日は、岡山大学における学期及び学事暦等に関する申合せに規定する修了日とする。

(修業年限の特例に基づく学位申請)

第9条 大学院学則第36条の3に基づく学位申請については、この内規に定めるもののほか、必要

な事項は別に定める。

第3章 論文提出による学位審査

(学位の申請資格要件等)

第10条 学位規則第5条第2項の規定により学位を申請する者は、別に定める必要研究歴等を満たした者とする。

2 学位論文の提出時期は、別に定める。

(学位申請の手続)

第11条 学位を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文及び別に定める必要書類等を添えて、研究科長に提出するものとする。

(学位審査委員会)

第12条 学位申請書の提出があったときは、医学系会議、歯学系会議又は薬学系会議の議を経て、学位論文提出者ごとに学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

2 審査委員会に委員長（主査）を置く。

3 委員長（主査）は、審査委員会を招集し、その議長となる。

4 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学位審査及び最終試験)

第13条 審査委員会は、学位論文の審査及び学力の確認を行い、学位審査報告書（論文審査の要旨、学力確認の結果、付記する専攻分野の名称の審査結果）を研究科長に提出するものとする。

2 前項の学力の確認は、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があるか否かの確認を行うために、学位論文を中心としてこれに関連ある専門科目及び専門の学術研究を行うのに必要な外国語の能力について筆答又は口頭によって行う。

(合否の議決)

第14条 医学系会議、歯学系会議又は薬学系会議は、審査委員会の報告に基づいて審査のうえ、学位申請者ごとに合否の議決を行う。

(学長への報告)

第15条 医学系会議、歯学系会議又は薬学系会議において学位を授与すべきものと議決したときは、研究科長は、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第16条 学位授与の月日は、第8条の規定を準用する。

附 則

この内規は、平成19年11月19日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3年 4月 1日から施行する。